

EPA (経済連携協定)利用支援セミナー

EPAをご存知ですか?EPAとは、Economic Partnership Agreementの略で、国や地域間で取り決められた輸出入等に関する協定のことです。EPAを活用することにより、通常より低い関税率を適用し、コストを削減することができます。

日本は現在、14の国・地域とEPAを結んでいます。本年1月には豪州との間でEPAが発効し、更に2月には、モンゴルと署名に至るなど、EPA締約国は増えつつあり、経済のグローバル化はますます広がっています。

当セミナーではEPAの概要・手続き等の基礎から分かりやすく解説します。物流事業者はもちろんのこと、既に輸出されている事業者の方や、今後輸出を予定されている事業者の方、あるいは輸出されている事業者と取引関係にある金融機関の事業者の方など、この機会にぜひご参加ください。

■日時 平成27年4月20日(月)14時00分～16時45分

■場所 大分商工会議所ビル5階中ホール



内容	講師
「EPAの概要について」(30分) 特に中小企業の皆様におけるEPAの活用促進の観点から、日本のEPAの概要、EPAを具体的に活用する場合に必要な事項についてご説明します。	門司税関 総務部長 郡山 清武氏
「関税分類について」(50分) EPAを利用するには、貿易取引しようとする商品がどの品目に分類され、税率がいくらになるのか関税分類を知る必要があります。 この関税分類の仕組みや基本的なルールについてご説明します。	門司税関業務部 首席関税鑑査官 山本 久雄氏
「原産地規則について」(60分) EPA特惠税率を利用するための条件の一つとして、取引しようとする商品が当該輸出国(日本)の「原産品」と認められる必要があります。このルール(原産地規則)やその他手続きについてご説明します。	門司税関業務部 原産地調査官 長城 憲明氏
「海外事業展開に対する金融機関の取組みについて」(15分) 地域金融機関ではアジア各国へ進出している事業者の支援に向けて様々な取組みを行っており、その取組内容についてご説明します。	九州財務局 大分財務事務所長 志賀 真氏

お問い合わせ・申し込み

大分商工会議所 事業部 地域振興課 電話:097-536-3321 FAX:097-534-9472

大分商工会議所 事業部地域振興課(FAX:097-534-9472)行き

EPA(経済連携協定)利用支援セミナー 受講申込書

会社・団体名		TEL	
担当者氏名		FAX	
受講者氏名	ふりがな	所属・役職	

※ ご記入頂いた情報は、今後商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用させていただくほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。